

河津バガテル公園
指定管理者公募要項

令和元年5月
河津町

河津バガテル公園指定管理者公募要項

1 指定管理者の募集主旨

河津バガテル公園指定管理者募集は、民間の視点及び手法を広く取り入れることにより、『花のまち河津』の拠点施設として、河津バガテル公園の活性化を図ることを目的としています。

河津バガテル公園はフランス式庭園ローズガーデンとフランス広場で構成され、観光客や町民など幅広い層からの利用があります。特にローズガーデンは春バラ・秋バラの期間にバラを目当てに多くの方が来園します。

しかしその一方で、平成13年度の開園当初には約24万人だった来園者数が平成30年度には約3万人の来園者数となり大幅に減少しています。当初は第3セクターによる運営でしたが、平成27年度より町直営となりました。このような状況下で町として管理運営に努めて参りましたが改善の見込みがつかっておりません。公園の存続を望む町民の意向もあり、中長期的ビジョンでの事業計画を提案していただくことで民間の手法を取り入れていきたいと考えています。

2 指定管理者の募集

地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下自治法という。）第244条の2第3項及び第4項、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年河津町条例第12号）第2条の規定により、河津バガテル公園指定管理者を募集します。

河津町では、河津バガテル公園指定管理者の指定にあたり、本公募要項及び業務要求水準書に基づき広く事業者を公募し、運営管理と住民サービスの向上及び収益改善について、創意工夫のある提案を募集します。

3 施設の概要

- (1) 施設の名称 河津バガテル公園
- (2) 所在地 静岡県賀茂郡河津町峰1073番地 他
- (3) 設置目的

河津桜に代表される「花のまち河津」の花の拠点として、年間を通じてバラなどの花とふれあうことのできる施設として、観光の発展及び町民の憩いの場として寄与することを目的とする。

- (4) 施設内容：次のとおりとする。
 - ① ローズガーデン
 - ② 回遊園路、芝生広場
 - ③ エントランス広場（フランス広場）
 - ④ 飲食兼特産物展示棟
 - ⑤ 事務所棟
 - ⑥ 園芸管理棟
 - ⑦ 駐車場
 - ⑧ その他公園に付帯する施設

4 指定管理者が行う業務内容

指定管理者は、次の業務を行うこととなります。

- (1) 公園の集客と運営業務に関する事
- (2) 公園の施設・整備の維持管理に関する事
- (3) 公園内のバラ及び植栽植物・樹木の育成管理に関する事
- (4) 前3号に掲げるものの他、公園の管理運営に関して町長が必要と認める業務

5 指定管理期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日 5年間

6 指定管理業務に係る経費に関する事項

本事業の管理運営にかかる経費に充てるため、町は指定管理者に対して指定管理料を支払います。

指定管理料の上限は75,000,000円（単年度15,000,000円以内）です（消費税及び地方消費税相当額を含む）。申請には、年度ごと上限以内の金額での管理経費のご提案をください。指定管理者の営業努力等による年度ごとの指定管理料の変動提案も可能です。業務運営上支障をきたさないと判断できる金額内での指定管理料の削減は選定時に評価します。

指定管理料は、応募の際に提出された提案額を基に、会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに、河津町の予算の範囲内で、河津町と指定管理者が協議して決定します。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項及び業務要求水準書で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。減額の基準・手続き等については協定で定めます。

7 申請者の資格等

(1) 申請資格

- ① 団体であること。ただし、法人格を有するもの
- ② 共同事業体による応募は可とする

(2) 申請の制限

団体又はその代表者が次の各号に該当しないこと

- ① 法律行為を行う能力を有しないもの
- ② 破産者で復権を得ないもの
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されているもの
- ④ 自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがあるもの
- ⑤ 国税及び地方税を滞納しているもの
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの
- ⑦ 河津町暴力団排除条例（平成23年河津町条例11号）に規定する暴力団関係事業者

(3) 必要な条件

- ① 公園もしくは観光・レジャー施設の運営・管理の実績があること。
- ② 事業説明会及び現地説明会に出席した団体であること。

8 申請方法

(1) 申請書類

申請にあたっては、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例及び河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する規則第4条に掲げる書類を提出しなければなりません。

- ① 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 管理を行う施設の事業計画書（指定様式①）
- ③ 施設の管理に係る収支計画書（指定様式②）
※ 指定管理期間内の年度ごとの収支計画書を記載すること
- ④ 申請の資格を有していることを証する書類
ア 法人の登記事項証明書（申請3ヵ月以内に取得したもの）、共同事業体の場合は構成員全て
イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
ウ 直近1年の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、法人市町県民税の納税証明書
- ⑤ 団体の経営状況を説明する書類
※ 過去3年間の貸借対照表、収支計算書（損益計算書）等経営状況がわかるもの
- ⑥ 団体の活動内容等を記載した書類
ア 設立趣旨、事業内容、パンフレット、事業実勢等の概要がわかるもの
イ 履歴事項全部証明書もしくは現在事項全部証明書
- ⑦ 役員の名簿
- ⑧ 共同事業体の場合は、構成員、責任の範囲を定めた協定書等
※共同事業体で申請をする場合、④～⑦の書類は構成団体全てについて提出してもらいます。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(2) 提出部数

正本1部、副本12部を提出してください。

(3) 留意事項

- ① 申請は1団体につき1申請とします。
- ② 申請に関し必要な費用は、申請者の負担となります。
- ③ 提出された申請書類の内容を変更することはできません。
- ④ 本町が提供した資料等は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- ⑤ 提出された書類は返却しません。提出された書類は、本事業候補者選定の実施に関する報告等のため必要な場合を除き、申請者の許可を得なければ公表しません。
- ⑥ 申請書類に虚偽又は不正があった場合は失格とします。
- ⑦ 申請書類提出後の申請を取り下げる場合は、辞退届を提出してください。
- ⑧ 申請者名は、選定後すべて公表します。
- ⑨ 提出書類の規格は、既成のパンフレット等を除き全てA4版とします。

9 公募のスケジュール

公募選定のスケジュールは以下のとおりとします。

内容	日程
(1) 募集公告	令和元年5月21日(火)
(2) 募集要項の配布	令和元年5月21日(火)から 令和元年7月31日(水)まで
(3) 事業説明会及び現地説明会の参加申込	令和元年6月5日(水)午後5時まで
(4) 事業説明会及び現地説明会	令和元年6月14日(金)午前10時から
(5) 募集に関する質問書の受付	令和元年6月14日(金)から 令和元年6月21日(金)午後5時まで
(6) 質問状の回答	令和元年7月1日(月)
(7) 申請書類の受付	令和元年6月14日(金)から 令和元年7月31日(水)正午まで
(8) プレゼンテーション及びヒアリング	令和元年8月26日(月)【予定】
(9) 選定結果の通知	令和元年9月上旬
(10) 河津町議会 上提	令和元年9～10月
(11) 指定の通知	令和元年10月中旬
(12) 協定書の締結	令和元年10月末【予定】

10 申請の手続

(1) 募集要項等の配布

募集要項等申請関係書類は、企画調整課の窓口で配布します。
また、河津町ホームページからもダウンロードできます。

ホームページアドレス <http://www.town.kawazu.shizuoka.jp/>

(2) 事業説明会及び現地説明会

令和元年6月5日(水)までに参加申込書(指定様式③)を提出してください。提出方法は、郵送のほか、電子メールでも可とします。あて先は問合せ先と同じです。

なお、参加申込書を提出された団体には、電話にて出席確認の連絡をいたします。

日時：令和元年6月14日(金) 午前10時から

場所：【事業説明会】河津町役場【現地説明会】河津バガテル公園

集合場所：河津町役場2階第2会議室

※当日は、時間厳守でお集まりください。

※公共交通機関を利用して来庁された場合は、現地説明会の会場までは送迎します。

※事業説明会及び現地説明会への出席は、指定管理申請の必須条件とします。

(共同事業体については代表団体もしくは構成員のいずれかが出席すること)

(3) 募集に関する質問の受付

募集要項等の内容に関する質問は、文書にて河津町企画調整課宛に電子メールで送信してくださ

い。電話（口頭）による質問は原則受け付けません。ただし、日程などの軽易な質問はこの限りではありません。

質問受付期間：令和元年6月14日～6月21日 午後5時まで

なお、質問・照会に関する回答は令和元年7月1日（月）までにメールにて説明会参加団体全てに送信いたします。

(4) 提出方法

申請書は必要部数を備え、令和元年7月31日（水）17時までに河津町企画調整課に提出ください。申請書類は持参もしくは郵送（期限日時必着）にて提出ください。

(5) 指定管理者選定委員会の開催

提案内容等については、プレゼンテーション及びヒアリングを下記日程で実施します。詳細については後日連絡します。

・日程 令和元年8月26日（月）【予定】

・場所 河津町役場

1.1 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補の選定は、提出書類・プレゼンテーション及びヒアリングを基に、河津町指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、候補者を町長が選定します。

指定管理者としての適否は、以下の選定基準に基づき、業務要求水準書22ページ「評価項目及び配点」を用いて審査します。また、総合得点にはボーダーラインを設け、最も高い申請者の得点がボーダーラインに満たないときは、適当な候補者がなかったものと判断します。

なお、申請者が1団体であっても選定委員会で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

(2) 選定基準

次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める申請者を指定管理者の候補として選定します。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 事業計画書の内容が、施設の適切な維持、管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 事業計画書に沿った施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び、能力を有していること。
- ⑤ 収支計画書が、施設を管理運営する上で適切な内容となっていること。
- ⑥ 飲食事業運営についての提案がされていること。
- ⑦ 河津バガテル公園による地域振興に寄与する内容となっていること。
- ⑧ 河津バガテル公園と合わせて、風土の森の有効的な活用方法の提案がされていること。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、令和元年9月上旬までに申請団体全てに文書で通知します。

1.2 指定管理者の候補者選定後における手続等

(1) 候補者との協議

- ① 候補者と当該施設の管理運営業務の細目について協議を行い、町は候補者の提案に対して必要に応じ提案内容の趣旨を変更しない範囲内において修正を求めることができるものとする。候補者が町からの修正の求めがあった場合、修正に応じなければなりません。
- ② 修正協議が整わない場合には、選定委員会の審査において次点となった申請者を候補者として再協議を行います。

(2) 指定管理者の決定

- ① 協議が整った候補者については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者として指定する議案（指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地、指定管理者に指定する団体等の名称及び住所、指定の期間）を河津町議会に上程し、議決後に指定管理者として指定します。
- ② 指定にあたっては文書で通知するとともに、指定管理者として公表します。
- ③ 議会での議決が得られない場合、または議決を得るまでの間に指定管理者として指定すること

が著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者として指定しません。これらの場合、指定管理者として選定された者が応募に関して負担した費用及び開業準備に要した費用については、一切補償しません。

- (3) 指定管理者との協定書の締結
指定管理者の指定を受けた者は、議決後に町長と施設の管理に関する協定を令和元年 10 月末までに締結する予定です。

1 3 その他留意事項

- (1) 指定の取消し及び協定の解除
指定管理者が次の事項に該当するときは、河津町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 9 条の規定により指定の取消し、業務の停止等を行うことがあります。
- ① 指定管理者が協定に違反したと認めるとき
 - ② 業務開始前に、財務状況の悪化等により事業の履行が困難であると認められるとき
 - ③ 社会的信用失墜などにより指定管理者としてふさわしくないと認められるとき
 - ④ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められるとき
- (2) 選定委員との接触の禁止
申請者は選定委員に対し、接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。
- (3) 指定候補者名の公表
選定結果として指定候補者名、審査結果の概要等を公表します。
- (4) 建物・敷地
建物・敷地については、無料賃貸を原則とします。
- (5) 従業員の雇用等
雇用及び物資調達については、可能な限り地元を優先してください。また、業務を開始する以前に、勤務していた職員は積極的な雇用をお願いします。

1 4 配布資料

- (1) 申請に係る様式
(指定管理者指定申請書、業務説明会参加申込書、質問書、事業計画書、収支計画書)
- (2) 河津バガテル公園指定管理者募集要項
- (3) 河津バガテル公園業務要求水準書

1 5 問い合わせ先

〒413-0595
静岡県賀茂郡河津町田中 212-2
河津町役場 企画調整課企画調整係
E-mail kikaku@town.kawazu.shizuoka.jp
電話：0558-34-1924 FAX：0558-34-0099
開庁日：8:15～17:00（土日祝を除く）